

広陵町地域防災計画改訂委託業務に係る  
プロポーザル募集要領

広陵町総務部安全安心課

令和3年4月

## 広陵町地域防災計画改訂委託業務に係るプロポーザル募集要領

### 1 目的

本町が実施する広陵町地域防災計画（一般対策編・地震対策編・資料編）改訂委託業務（以下「本業務」という。）は、災害対策基本法に基づき、地域住民の安全、安心を確保するため、近年の災害の教訓を踏まえ、最新の知見を踏まえた広陵町における具体的な被害想定を把握し、防災基本計画、奈良県地域防災計画及び関連する各種計画並びに各種法令等との整合性を図りつつ、実効性のある広陵町地域防災計画に改訂し、地域の防災力向上に役立つ資料とすることを目的とし、本業務に関し、地域防災計画の周知・理解を促進させるための職員等の参画を取り入れるため、公募型プロポーザル方式により事業者から提案を募るものである。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務の名称

広陵町地域防災計画改訂委託業務

#### (2) 業務の内容

別紙「広陵町地域防災計画改訂委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで

#### (4) 事業費上限額

4,500,000円（税抜き）

### 3 委託予定者の選定

本業務の委託予定者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。

合格基準点は60点以上とし、提案事業者が1者の場合であっても、審査の結果、合格基準点に達していれば委託予定者とする。ただし、別紙プロポーザル配点表計画策定業務の「②計画策定過程における職員等参画について」において、30点未満の場合は失格とする。

### 4 事務手続及び事業スケジュール

#### (1) 公告日

令和3年4月30日（金）

- (2) 参加表明書の提出  
公告日から令和3年5月14日（金）12時まで
- (3) 質問の受付  
令和3年5月17日（月）9時～5月19日（水）17時まで
- (4) 質問の回答  
令和3年5月21日（金）16時頃
- (5) 企画提案書等提出期限  
令和3年5月28日（金）15時まで
- (6) 提案内容の審査（予定）日  
令和3年6月4日（金）を予定
- (7) 選定審査結果通知  
令和3年6月上旬を予定

## 5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 広陵町の令和3年度入札参加資格を有すること。有しない場合は、参加表明書提出の前に速やかに手続を行うこと。
- (3) 参加表明書提出期限の日以降において、広陵町の指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 参加表明書提出期限日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 地域防災計画、防災に関する各種計画等及びこれらに関連する研修等の実績があること。ただし、アンケート調査業務や印刷製本業務等の業務の一部のみを受託した実績は含まない。

## 6 質問の受付及び回答

提出書類等の質問については、その旨を記載した質問書（任意様式）により、電子メールで提出すること。また、件名を「広陵町地域防災計画改訂委託業務に係る質問」とすること。なお、電話及び口頭による質問には回答しない。

※電話による受信確認を必ず行うこと。

### (1) 提出先

広陵町総務部安全安心課 [anzenka@town.nara-koryo.lg.jp](mailto:anzenka@town.nara-koryo.lg.jp)

### (2) 質問受付期間

令和3年5月17日(月) 9時から  
令和3年5月19日(水)17時まで

### (3) 質問に対する回答

令和3年5月21日(金)16時頃に、参加表明書(第1号様式)の提出があった者に対し、電子メールで回答する。

## 7 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

公募型プロポーザルへの参加希望者は、次に定める書類(企画提案書等)に必要事項を記載の上、提出すること。

- ア 参加表明書(第1号様式)
- イ プロポーザル提案申請書(第2号様式)
- ウ 誓約書(第3号様式)
- エ 会社概要書(第4号様式)
- オ 実績調書(第5号様式)
- カ 業務実施及び連絡体制表(任意様式)

本業務を実施するに当たり、仕様書にある管理技術者及び経歴書を必ず明記すること。

- キ 企画提案書(任意様式)
  - ①企画提案書表紙(任意様式)
  - ②事業実施スケジュール(任意様式)
  - ③企画提案書(任意様式)

(ア) 企画提案書の様式は原則としてA4版用紙(縦・横置き問わず)で、横書き両面印刷、縦置きの場合左綴じ、横置きの場合上部綴じとし、使用するフォントの大きさは12ポイント以上とすること。

(イ) 企画提案書のページ下部に通しページ番号を振ること。なお、

企画提案書は 10 枚（企画提案書表紙、スケジュール及び補足資料を除く。）までとすること。

(ウ) 使用言語は日本語とすること（ただし、専門用語を除く。）。

(エ) 記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけること。なお、企画提案書の記載内容は、「仕様書に準ずるものであって、特に第 6 条第 1 項及び第 17 条の規定については詳細に記載すること。

ク 見積書(任意様式)

見積額には消費税額及び地方消費税額を含まない。

## (2) 提出期限等

ア 提出書類配布期間

公告日から令和 3 年 5 月 13 日(木)まで

※提出書類等は、ホームページからダウンロードにより入手すること。

イ 提出期限

令和 3 年 5 月 28 日(金) 15 時までに提出すること。

※ただし、参加表明書の提出期限は公告日から令和 3 年 5 月 14 日(金) 12 時まで

ウ 提出部数

正本 1 部、副本 10 部

※参加表明書については、代表社印を押印したもの 1 部のみの提出とする。

エ 提出場所

広陵町総務部安全安心課(広陵町役場 2 階)

オ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、参加表明書にあってはメールにて提出も可とする。

なお、郵送する場合は、「簡易書留」で指定期日必着で次の宛先に郵送すること。郵送方法が異なる場合は、受け付けない。

【宛先】〒635-8515

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷 583 番地 1

広陵町総務部安全安心課 宛

カ その他

- (ア) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、提出された書類は、この提案以外の目的では使用しない。
- (イ) 企画提案書等の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。ただし、町から指示があった場合を除く。
- (ウ) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。
  - (a) 提出期限を過ぎて提出された場合
  - (b) 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - (c) 審査の公平性を害する行為があった場合
  - (d) 見積金額が事業費上限額を超えている場合

8 審査について

(1) 審査（予定）日

令和3年6月4日（金）

(2) 審査方法

提案内容については、対面でのプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、総合的に評価し、優秀であると認められた者を選定する。合格基準点は60点以上とし、提案事業者が1者の場合であっても、審査の結果、合格基準点に達していれば委託予定者とする。ただし、別紙採点表計画策定業務の②「計画策定過程支援業務」において20点未満の場合は、失格とする。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングについて

ア プレゼンテーション及びヒアリング時間

1事業者につき40分（提案20分、質疑応答20分）

イ 提案者人数

3名までとする。

ウ 提案内容

「7(1)キ 企画提案書」にある内容のみをパワーポイント等において表現し、PC等は持参すること。プロジェクター及びスクリーンは町で用意する。

エ プレゼンテーション及びヒアリング実施日時

令和3年6月1日(火)までに個別に電子メールにて実施時間を連絡する。

(4) 評価基準

別紙のとおり

(5) 審査結果の通知

審査の結果は、提案のあった全ての事業者に文書により7日以内に通知する。

(6) 優先交渉者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を交渉権第1位とし、契約締結に向けて交渉する。交渉の結果、契約に至らなかった場合、次点の事業者を交渉権第2位とし、契約締結に向けて交渉する。

9 その他

(1) 企画提案書等の作成、応募、本プロポーザルに要する費用は、全て応募者の負担とする。

(2) プロポーザル提案申請書の提出後に辞退する場合は、辞退届（第6号様式）により届け出るものとする。

(3) 企画提案書及び見積書については、1者につき1提案に限る。